新しい財政構造が成立した。そして、

**編され、諸国に経費を割り当てる「国宛」を主要な用途調進方法とする** 

れている。即ち、律令的収取制度が破綻した十世紀後半、国家財政が再 ようになり、近年では、上島享氏の研究によって以下の点が明らかにさ

# 摂関 ・院政期における受領成功と貴族社会

### はじめに

受領功万石万疋進上事。

十余歳人成,|受領,事

卅余国定任事。

始\_自,|我身,|至,|子三・四人,|同時成,|受領,|事。

の政治・社会の頽廃性を象徴する現象として否定的に評価されてきた。 領の成功は、宗忠の酷評にとどまらず、研究者の間でも売位売官の典型 裏に書き記した白河院政批評の一部である。 彼のような上流貴族にとっ として律令官人制および財政史上に位置づけられ、長らく摂関・院政期 院の政策は、非難の対象だったのである。その第一に挙げられている受 て、貴族社会の伝統的な秩序・観念、職掌における慣習を破壊した白河 葬送が行われた。右の記事は、老練な政治家藤原宗忠がその日、日記の しかし、史料を博捜して国家財政上の成功の意義を評価した竹内理三 大治四 (一一二九) 年七月十五日、七十七歳の生涯を閉じた白河法皇の

氏の研究が発表されて以来、成功制に関する検討が少しずつ進められる

にあり、成功制研究はその一環として位置づけられる。 いきおい成功制 発展したと指摘されている。 多用され、結果、成功制が中世国家財政の一翼を担う経費調達制度へと 力の低下が進行すると、「国宛」による財源確保が困難となり、成功が おける受領統制の弛緩や十二世紀中期の荘園公領制の確立などにより国 補助的な経費調達手段として出現したとされる。その後、 上島氏の研究の主要目的は、中世国家財政構造の全体像を解明する点 十一世紀末に

佐

古

愛

己

財政史上の問題として検討が進められている。 の成立と展開は、国家財源に占める成功の比重の変化を軸に議論され

状である。 える。しかし、 述べるような問題点から受領功過定との関連が明らかにされるべきと考 の側面にも注意が払われる必要があろう。加えて、受領成功は、以下に する勧賞として叙位・任官を伴う点を考慮するならば、 勿論成功制は、一義的には財政制度だと理解するが、 かかる視点からする研究は十分に行われていないのが実 人事制度として 経済的奉仕に対

ることによって、彼らへの統制が有効に機能する実態を重視すべきであ の掌握による国家財政の維持にあるが、功過定に賞罰規定を一体化させ れた。政府が彼らを統制する第一の目的は、中央済物の確保と国衙官物 負う地位に位置づけられ、 受領成功が出現した十世紀後半、受領は国家の徴税機能を一手に請け 公文勘会と受領功過定によって厳しく監察さ

成功は宮城等の造営事業において

されるべきではなく、より広い観点から再検討を加える必要があると思うの統制が、結果として済物の進済を促し、財政上の監査機能を有効にすの統制が、結果として済物の進済を促し、財政上の監査機能を有効にすの統制が、結果として済物の進済を促し、財政上の監査機能を有効にすみ受領の再任と治国功による加階を許可していた。このような人事面でみ受領の再任と治国功による加階を許可していた。このような人事面である。即ち、時の政府は同定の審議で「無過」の判定を受けた旧吏にのろう。即ち、時の政府は同定の審議で「無過」の判定を受けた旧吏にの

われる。

的・社会的な意義を積極的に追究する必要があるだろう。 「でないには、院政期の人事に関する制度史的な検討も必要になろう。 にするためには、院政期の人事に関する制度史的な検討も必要になろう。 にするためには、院政期の人事に関する制度史的な検討も必要になろう。 になった具体的な昇進方法については、十分に解明されたとは言い難 のを果たそうとしたのかという問題を念頭に置きつつ、受領成功の政治 でい。院政期を特徴付ける社会集団である受領層が出現した背景を明らか でいるが、 多用など院の恣意的な人事によって生み出されたと考えられているが、 多用など院の恣意的な人事によって生み出されたと考えられているが、 多用など院の恣意的な人事によって生み出されたと考えられているが、 多用など院の恣意的な人事によって生み出されたと考えられているが、

功の歴史的な意義を考察したい。具体的には、以下の順に検討を進める。るとともに、当該政府の受領政策との関係に注目して国政における受領成しての側面に焦点をあてて、受領成功の制度的実態やその変遷を明確にす以上のような研究の現状と問題関心に鑑み、本稿では人事・昇進制度と

に至った背景を解明したい。に注目して、兼家・道長執政期の事例に検討を加え、成功が採用される、第一章では、十世紀後半の受領統制、特に功過定と受領成功との関係

期における成功制の特質を再考する。課成功」なる概念と、「複数勧賞」の実態について再検討を加え、当該第二章では、先学が院政期の受領成功の特徴として指摘している「賦

三六

ついて言及したい。 
の職掌・立場の相違点や、当該期の貴族社会における受領成功の意義に財政構造・人事制度との関わりに注目して、摂関・院政期における受領遂行されたのか、その背景を考える。そして最後に、受領成功の変遷と業における受領成功を比較検討して、院政期の大規模造営が如何にして第三章では、天皇家(院・女院・天皇など)・摂関家・その他の造営事

# 第一章 受領成功採用の背景

## 一節 受領監察制度と受領成功

第

諸政策を概観しておきたい。 はじめに、先行研究に基づいて、摂関期における政府の受領に対する

ある。その中核となったのが、延喜十五 (九一五) 年に成立した受領功過定で表が高まり、朝廷は新しい考課制度を導入して彼らへの統制を強めた。一元的に管理する体制が成立すると、国家財政上における受領の存在意 九世紀末、国務に関する権限が受領に集中し、国内の収取物を受領が

用途が個別に賦課され、受領から個々に納入されるという特色を持つ新時的な経費調達には臨時召物制・国宛による造営などが創始された。各達には正藏率分制・永宣旨料物制・年料制・料国制・斎院禊祭料が、臨紀後半には、新しい財政構造への転換が図られ、恒例的な行事費用の調調庸の未進・正税の未納など律令国家財政構造が変質・崩壊した十世

て成り立っていたとされる。京庫米を運用して、随時的に不定額の済物を納入するという方法を通じしい国家財政の運用形態は、受領の家産機構たる京庫を拠点に、受領が

のである。

の勧賞規定からも同様の点を把捉したい。

「国家では対過定の要求内容を看取できると考える。さらに、国家にある。ここでは功過定の評価について立ち入った検討は行わないが、主要財源項目が定の審議対象になっているか否かという事実認識の相違にある。ここでは功過定の評価について立ち入った検討は行わないが、建門視する見解がある。評価が分岐する主な要因は、国宛などの新しいを調進に対するという。評価が分岐する主な要因は、国宛などの新しいを制度に対して、規関期における受領功過定は受領統制に有効だったとするところで、規関期における受領功過定は受領統制に有効だったとする

勧賞(加階)の対象とされたのである。ないで造営した受領に限り、「公損」をもたらされない点が評価され、定された。つまり、「料物」即ち国衙にあるべき正税・不動穀等を用い不」立□用料物□之国司□可□給□賞。立□用作料□之国司者可□無□勧賞□』と規である。この時、国宛に応じた国司に対する勧賞の有無が審議され、「至□である。この時、国宛に応じた国司に対する勧賞の有無が審議され、「至□である。この時、国宛に応じた国司に対する勧賞の有無が審議され、「至□である。

このように、受領功過定の実施と国宛の勧賞規定から窺える政府の受

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

認した上で、受領統制政策と受領成功との関係について検討したい。置こうとする理念が浮かび上がる。以上のような政府と受領の関係を確ら点にあり、それを実現させるために昇進規定を設けて受領を統制下にり多くの納官物(済物)を引き出して中央の公事用途を滞りなく調達す領に対する要求事項は、国衙官物の減少を極力抑えた上で、諸国からよ

たのは、長和二(一〇一三)年になってからだった。この事例は、成功殿・襲芳舎造営の功により讃岐守に遷任したが、備前の功過が審議され 領統制策と相対する行為になりかねない。その上、監察体制を支える賞 物を抑留しようとする行為を助長する結果を招くであろうと予測され 増やそうとして、収奪を強化するか、済物・官物に充てられるべき収取 従って、受領に対して成功を許可することは、受領が「私物」= 私富を う「功」によって任官・叙位の機会を得ることを示す用語である。 したと言わざるを得ないのである。 状を明示する。 の場合には功過定が実施される以前に重任や遷任が果たされるという実 大江清通が任終年の寛弘二年末に行った成功から看取される。 罰規定にも大きな影響を与えたであろうと察せられる。 それは、 る。この点において、 成功における「私物」とは、突き詰めると国内での収取物に他ならない。 受領成功とは、受領が「私物」で内裏や寺社等の大規模造営を請け負 事後に実施される功過定の人事統制機能は、 成功の推進は受領功過定をはじめとする政府の受 著しく低下 彼は充 備前守 受領

らないだろう。 反する受領成功が何故に採用されたのか、その背景を解明しなければな過定による受領統制が強化されたとされる十世紀後半に、その方針と相骸化をもたらしているのは明白である。かかる点を考慮するならば、功以上の通り、受領成功が功過定の機能を低下させ、受領監察制度の形

従来の研究は、成功が導入された理由を、国宛による経費不足分の補

げて、受領成功が採用されるまでの経緯を具体的に検討しよう。面的な分析が不可欠であると考える。そこでまず、当初の事例を取り上うに受領成功の場合は、人事問題を含む受領統制政策との関連など、多助に求め、概して財政史的な観点からの検討に終始しているが、如上よ

## 第二節 受領成功採用の背景

された背景を明らかにしたい。により、丹波守に任ぜられた藤原貞順の事例に検討を加え、成功が実施から確認される。この時、崇親院および賀茂上・下社神館を造進した功受領成功の史料上の明確な初見は、永祚元(九八九)年春除目の記事

いと考えられる。

「は関の父祖は受領の経歴を有し、父有国は冷泉院判官代として、同院の修造は、兼家が家司有国の子貞順に命じて実行された可能性が高い、年、右大臣藤原良相が自邸内に創設した身寄りのない藤氏子弟を養む活躍した人物として知られる。貞順が修造した崇親院は貞観元 (八五条天皇の東宮亮・蔵人を務め、摂政藤原兼家家司・東三条院院司として分で石見守に補任されたのを始め、数カ国の受領を歴任した。また、一分で石見守に補任されたのを始め、数カ国の受領を歴任した。また、一分で石見守に補任されたのを始め、数カ国の受領を歴任した。また、一分で石見守に補任されたの経歴を有し、父有国は冷泉院判官代として、同院

推察する。 故、神殿造営はこの行幸との関連を検討する必要があるのではないかと 改、神殿造営はこの行幸との関連を検討する必要があるのではないかと 代始め行幸として恒例化する契機となった記念すべき儀式だった。それ 詮子と同輿して賀茂行幸を行っている。これは石清水・賀茂両社行幸が 前、永延元(九八七)年十二月十五日、兼家の外孫一条天皇が母后藤原 それでは、賀茂上・下社神殿の造営は如何だろうか。これより約一年

ここで、平安時代における神社造営・修造方法について確認しておき

三八

とある。「国司屡以巡検、令」勤;修理;」め、「猶有;怠慢之輩;加;其科責;」える制神社破損;事」には、「国宰不」守;憲章,、社司無」有;勤節;」といい、九)年七月の太政官符「雑事十一箇条」から窺える。 第二条「応…重禁;人れでも依然として神社の頽壊が進行したらしい様子が長保元(九九

造の画期だったという点に留意したい。「のを表明している。このように賀茂社神殿が造営された時期は、神社修修理を行うよう要請し、該事案に対する国家や国司の負担を軽減する意と判断される特定の有力神社に関しては、原則として社司の負担で神社そして一条朝において、政府は朝廷と関係が深く、財力や人材がある

いう事実を踏まえると、同朝における神社行幸の恒例化は、政府によるり、彼らの昇進が行われる契機は、神社行幸における勧賞が最も多いと朝前後から史料上に出現するという。さらに、社司が神社に設置された運営機構」や「神社修造の神社側の責任者」などを示す称として、一条に触れよう。山本氏によると、社司とは「神社の神事奉仕者を代表する次に、修造に関わる人材や財力が如何にして形成されたのかという点

行幸時に散見する神領寄進もかかる方針と密接に関連していた。神社経営の自立化促進政策と不可分な関係にあったと了解する。 さらに

有力な神社への行幸を創始し、社司や神領などの人的・経済的基盤を保料および臨時巨細の料など委細の経費に充てるよう道長は命じている。本では封百戸が、治安元(一〇二一)年十月の春日行幸においては大和至」今不」可」有「官修理」」と発言している。また、同年三月の石清水行至」今不」可」有「官修理」」と発言している。また、同年三月の石清水行を1歳の十年の発願で山城国愛宕郡八郷が、同上・下社神領として寄進母后藤原彰子の発願で山城国愛宕郡八郷が、同上・下社神領として寄進寛仁元(一〇一七)年十一月の後一条天皇代始の賀茂行幸において、

採用されたのではないかと考えるのである。 「は、神社経営の自立化以上の点を踏まえると、兼家が行った神殿造進は、神社経営の自立化以上の点を踏まえると、兼家が行った神殿造進は、神社経営の自立化以上の点を踏まえると、兼家が行った神殿造進は、神社経営の自立化

するというのが、道長の基本方針だと理解される。

ら上がる地利を修理料に宛てることにより、国・諸国からの支出を削減

証して経営の独立化を促していた実状が明らかになる。また、

神領等か

される。それ故に、信頼のおける家司受領の一家に造営を請け負わせ、とに対する兼家の賀茂社への礼奠としての意味も込められていたと推察さらに、この造営には外孫一条が即位し、代始行幸を無事に終えたこ

いだろうか。 なおかつ褒賞として任官させるという成功が実現したのだと理解できな

## 第三節 道長執政期の受領成功

位置づけていたかを考察する。おける成功採用の決定過程に検討を加え、政府が受領成功をどのように統制政策とは相反する性質も兼ね備えていた。本節では、道長執政期に兼家・道長父子によって積極的に導入された成功は、当該政府の受領

たが、最終的には議場の定文を奏聞した上卿道長が、殿舎造営可能な国議定に参加している公卿の間で、成功採用の可否を巡って意見が分かれり、「賜」重任宣旨」」らんと申請してきた事案に関する審議が行われた。まり、次いで播磨守藤原陳政が、「以」私物」作」常寧殿・宣耀両(殿)」。翌月二十一日に開催された造宮定では、行事官の補任と造営用途の寛弘二年十一月十五日に焼亡した内裏再建を事例に取り上げてみよ

事実が知られている。が不足しているという見解を述べ、一条天皇から重任申請の許可を得た

こうに)。 「一番目して、道長の成功採用に対する意志と諸卿の認識との差異を明確『御堂関白記』と『小右記』との審議内容の記述における微少な相違点度々取り上げられてきたが、先行研究では十分に注意が払われていない この定は、公卿議定の実態や造営の用途調進方法を分析する上で、

は自明の前提として審議が進められているかに見える。 解が分かれているのであって、陳政の成功による造営と重任の許可自体 造営が完了した後に宣下すべきか、「未」功了」」る前に下すべきかで見 対して重任宣旨を下すべき時期が問題になったとする。 道長の記述によると、 √不√宜、 以|此由|奏聞。 △被△免者。 諸卿式(或ヵ)申云、 申文給。文云、 着||陣座|、召||文書等||宛定。 仍加|宿所屋|。定了奏聞。 亥刻退出。( )内は筆者注(以下同じ)。 有二被」免例一。 余申云、 被」仰云、可」被」充国難」堪云々。可」然所定充免給 以||私物||作||常寧殿・宣耀両(殿)|、 諸卿の見解が分かれたのは、 人々所」申可」然。 未,功了」。非」可」有」賞。 依二公益一可」被」免。 左大弁執筆。 未..功了.、領、預カ)..賞事雖 此間従 可」然所、 又申云、 陳政の成功申請に \_ 御前 つまり、 賜 重任宣旨 有二公益 |播磨守陳 被」加如何。 政

ところが、『小右記』の記述はこれと多少異なる。

官物無二其実一。 依」召参二上御前一、 左大臣、右大臣、大納言道綱、中納言斉信・公任・時光・俊賢・降 |・季隆、第三史也 。 左府伝||勅語||云、 早出 中納言俊賢、 ・忠輔、 又国司勧賞若可」有乎否。 少選復座 参議懐平・行成・経房参入。今日御物忌。 参議行成、 於||御前定||書||造宮行事人|。即執||副 左中弁道方、 造宮重畳諸国亡弊。 造畢期等宜||定申|者。 右少弁広業、 史為 左府 随又 諸

> 退出。 日・明年十一月以前、 又造殿等日時勘文并陳政申請定文等奏」文。 」此之事、未」始||其事||之前、申請之間不」可」然歟。定||宛造宮国々|。 平・経房、(脱アルカ)公任、 」可:|敢宛|者。 殿付」国。 陰陽寮所」申也。 国造||日前・国懸|。 仍不」可」造」殿。 今堂宇殿 |被」許宜歟。 私物 | 造 | 常寧・宣耀殿 略) 又造|殿舎・内廊|之国々定宛之間、下|給播万守陳政申文| 卿申云、 官物|云々 。 奏|定大工・少工|。 依|深更|不」奏下給。 及|深夜諸卿 府被、奏,無,可、然之国,由,。 請若要須殿々配||宛諸国|、有||不足|者、陳政朝臣申請依 惣不」可」勤 可、無、勧賞、 若有、如、此可、無、公損、歟。 播磨重任宣旨下畢 至上不」立二用料物一之国司山可」給」賞。 宣耀殿・蔵人屋陳政以二私物一可」造。 他事 左(右ヵ)大臣、 大略還宮期明年十二月廿六日。 \_ 也 明後年遷宮之方依」当,御忌,。《絶命鬼吏方》。 仍配宛国々多以不足。 近江国造|美福門|、丹波国造|豊楽院|、 |被||重任|者。 仍裁許。 参議行成云、 中納言時光・俊賢・忠輔、 可」付二小所一。就」中紀伊国者、 諸卿定申云、左大臣申云、 但被」加,一蔵人宿所屋 先問\_造宮日於陰陽寮|(中 始| 仕作事 | 之国申請如 又造畢期 至||坂東||已亡弊国、不 立...用作料..之国司者 子細追勘申者 。 常寧殿不」可」宛二用 明年三月十 清者。左 参議懐 加

申請を認めるべきとする見解を表明しており、成功の採用自体に慎重だであり、まず諸国に国宛してみて、不足が生じたならばその時に陳政の活場のこととして、陳政に負担(造営殿舎)を追加して申請許可を与な当然のこととして、陳政に負担(造営殿舎)を追加して申請許可を与な別のによると、道長は「内裏の他にも造営が重なり、諸国が疲弊し波線部によると、道長は「内裏の他にも造営が重なり、諸国が疲弊し

内は割り注 (以下同じ)。

### った様子が窺える。

システムだったと評価できよう。 あり、同時に裕福な国の受領をさらに人事面で優遇して差別化をはかる 受領の「私物」という名目で中央に集めて造営・公事に利用する手段で り、成功が採用されるに至ったとする指摘は再検討されるべきではない のみならず一般に国力低下が進んで」おり、国宛だけでは財源不足とな 重に吟味する必要があるだろう。即ち、この史料を根拠に、「坂東諸国 官物無||其実|」という道長の言い分が正しく現実を反映しているかは慎 て、「国々多以不足。至|坂東|已亡弊国」や、「造宮重畳諸国亡弊。 天皇に奏聞し、希望通りの裁可を得ていた事実が明らかになった。 覧・一上の権限を行使し、 の記述から、道長は当初から陳政の申請許可を前提として定に臨み、 造営を追加して陳政の成功で宣耀殿を造営させるように決定した。 かと考える。成功は、 結果的には、道長が「無,,可、然之国,由」を奏したために、 国宛だけでは吸い上げられない大国・熟国の富を 諸卿の反対意見を無視して自らの意向のみを 蔵人屋 如上 従っ 随 又 の

日である。 近しい人物の受領補任・再任を目的として成功が機能している実状が明る。貞順と同様、受領統制という従来の政策に反する方法で、摂関家に、東宮(居貞)亮藤原陳政は道長にとって母(時姫)方の従兄弟にあた

存していた実態を指摘した。治国加階(機械的・官僚制的な昇進方式)を遵守すべきという認識が強く的であった実状を指摘し、該期貴族社会において、受領の位階昇進には脳部が年爵や勧賞などを適用している事実に対して、諸卿が極めて批判業者は前稿において、諸大夫層に属する受領の加階に、道長ら政権首

のあり方に関しても、政府内で見解の相違が存在している実態が明瞭に今回の分析から、受領の任官や功過定による監査、さらには国家財政

見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。 見解との対立がみられたのだと総括できよう。

と考える。 会に存し、かかる現実が当該期における成功の実施を抑制していたのだ会に存し、かかる現実が当該期における成功の実施を抑制していたのだってのような両者の対立の構図が、十世紀末から十一世紀前半の貴族社

家財政・人事システム上の確固たる制度として成立したとは言えず、こる諸卿等との関係の中で、流動的・限定的に利用されるにとどまり、国このように、当該期の受領成功は政権首脳部と現状維持を図ろうとす

# 第二章 院政期における受領成功の特質

# 第一節 「 賦課成功」の再検討

ず臨時に徴収する一国平均役を認可する宣旨が大量に公布された。国宛された事実が知られる。また、造営用途を諸国の荘園・公領を問わ延久年間の円宗寺や内裏造営において、成功が採用された徴証はなく、あり、興福寺南円堂の造営に重任功を用いようとした関白大二条殿(教後三条天皇が打ち出した諸政策の一つに「重任功禁止」が掲げられて

ると再び受領成功が用いられるようになる。収取体制の強化を図ったのだと推察する。しかし、白河天皇の時代になおいて一国平均役を根付かせることによって、国宛のスムーズな遂行とこのように親政期には、道長以来の路線が否定され、造内裏費調達に

あると述べられている。 策として重任・遷任、さらに加階を含む「複数勧賞」が実施される点に命じる「賦課成功」と、多大な負担が一方的に強いられた受領への優遇が出現したと指摘されている。その特色は、天皇や院が一方的に造営をす建立などの大規模造営を遂行するために、院政期には新しい成功形態小山田義夫・上島両氏は、仏教興隆政策の一環として実施される御願

「賦課成功」と受領自らの申請による成功との判別は、同一事例であっが明瞭に浮かび上がる。しかしながら、寺内浩氏が指摘されるように、功を行う受領の姿が散見し、院の主導で大規模造営が完遂していた実態当該期の記録には、確かに院命により、あるいは「奉」院宣」』って成

見られるのである。相違に関しても、以下に述べるように上島氏の指摘と反する事例が多く功」か否かを区分する指標とされている「重任宣旨」が下される時期のても記主の表現に左右されるため不明確な場合が多い。また、「 賦課成

功」なる概念を再検討したい。 御願寺や御所の造営事業が、願主・家主の欲求で実行されるのは当然 の意向が強く反映していた事実を踏まえるならば、「賦課成功」とれる。また、前章で指摘した通り、摂関期においても成功による造営に、担関の意向が強く反映していた事実を踏まえるならば、「賦課成功」とだが、造営を担う受領の側にも、任官というメリットがある点を考慮する解験を表現のでは、「関連のではないがと察せられるのは当が、なる概念を再検討したい。

中、供養当日に重任宣旨が下されたのは平正盛只一人だった。て、成功により堂舎造営を請け負った受領を[表1]に列記した。四名克明に記している『大記』(『諸寺供養記』所収) と『中右記』を参考にしされた九体阿弥陀堂 (蓮華藏院) の落慶供養が行われた。当時の様子を永久二 (一一一四) 年十一月二十九日、白河法皇の白河泉殿内に建立

先行研究は、「法皇仰|備前守正盛|令」作|堂舎|。 九体阿弥陀尊像越前

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

宣旨が下されていたのだと説明する。しかしこ続きを踏んでいたから、供養日以前に既に重任 事態になり、論理的に納得し難い。 る宣旨が遅く(供養日)までもらえないという 舎・門等を造進した正盛の方が、 軽微な経敏よりも、「 賦課成功」により多大な の理解では、 たと考えられる」高階経敏は通常の重任功の手 供養当日に宣旨が下り、「自ら重任功を申請し 蔵守経敏募,|重任功 | 修理也」という記述から 守顕盛奉」作。 負担を強いられ、阿弥陀堂以下最も多くの堂 正盛は白河法皇の命による「賦課成功」だから 自ら成功を申請し、 法印円勢作」之。 又泉殿本御所武 重任を保証 造営の内容も

終見は同年四月末だから、 そこでまず、二人の現職の任日を確認しよう。 事情に起因するのではないか検討してみたい は天永三 (一一一二)年正月二十七日だから、 えたことになる。一方、 する。従って、任始から一年未満で供養日を迎 現任の初見は永久元年十月一日、前任丹後守の する認識には無理があるように思われる。 を、「 賦課成功」 か否かという点に求めようと 重任宣旨が下される時期に相違がみられる原因 賦課」か申請かを判断しかねる。このように、 平正盛が備前守に補任された日は不詳だが 顕盛に関しては、上記の記載だけでは 高階経敏の武蔵守任日 五~九月の間と判明

[表]]		
受 領 名	造 営 堂 舎	成功
備前守平正盛	阿弥陀堂(十二面二階御堂・釣殿・南北西三面廊)・中門・大門・二面築垣	当日重任宣旨
越前守藤原顕盛	御仏九体	拝任当国功
美濃守源忠孝	二箇所御所御簾・御座・御屏風・御几帳・雑具・所々畳等	重任功
武蔵守高階経敏	東御所舎屋修理(殆如二新造一)・鋪設・装束・二面築垣等	重任功

間は約半年である。

重任宣旨が下された。 上した御所である。 条大宮御所は、

養父藤原顕頼の沙汰で美作守藤原顕広 (のち俊成) が進

法皇が三条殿へ還幸した同二十九日に顕広に対して

彼の任日は前年正月十九日。移徙日までの在職期

『大記』(『諸寺供養記』所収)・『中右記』永久2(1114)年11月29日条より作成。

就任後満三年が経過しようとしていた。

造国司の供養 (移徙) 日までの在職期間 ( = 残りの任期) に関

右の内容から、

宣旨が下る時期

供養や移徙当

## 日に重任宣旨が下りた場合とそうでない事例を数例取り上げて検討を進 連しているのではないかとの予測が得られる。それでは、 の相違は、

(1)当日宣下の例 七月二十八日。 供養日までの在職期間は約一年である 守藤原基隆の造進になる。当日重任を宣下された基隆の任日は、 大治三 (一一二八) 年六月二十七日に白河法皇の移徙が行われた八 天仁二(一一〇九)年八月十八日に供養が行われた鳥羽御塔は伊予

同元年

では、 十七日、 周防任日は不詳だが、 を厳密には区別し難い。 かし、この成功が造営者側の申請か、 れたと記されている。これらの記述から、当時知行国だった周防国の国 原俊盛が「去年奉」院宣」、募」讃岐・周防両国功」」り、 防守季盛募|重任功|造||進之|」したという。『兵範記』には、従三位 場合をみてみよう。『仙洞御移徙部類記』所収『長方記』によると、「周 主俊盛が院宣を得て、 仁安二(一一六七)年正月十九日に後白河院が移徙した法住寺殿 周防守季盛に重任宣旨が下がり、さらに従五位上への加階が行わ 仁安二年七月には前司と呼ばれているから、 息子季盛の重任功を募ったのだと理解できる。 前司源時盛の着任が応保二 ( 一一六二) 年正月二 そこで再び造国司の任日に注目すると、 院の命による「賦課成功」 時盛が四年間の任 遷居当日の勧賞 なのか

定できる。そうだと仮定すると移徙当時は就任一年未満となる。期を全うしたとすると、季盛は仁安元年初頃に同国守に補任されたと推

の場合にも当てはまるのである。ととは無関係だという点が明らかになった。このような原則は、知行国自ら「募,重任功,」ったのか、院の仰せによって造営したのかというこ的短い期間に供養や移徙日を迎えた場合であると結論されよう。そして、以上の事例から、当日に重任宣旨を下されるのは、現職就任から比較

# (2) 当日重任宣旨が下されない例

当日下されず、ただ「造作賞」として正四位下へ加階された。烏丸殿は、丹後守藤原為忠の造進になる。ところが為忠には重任宣旨が長承三(一一三四)年十二月十九日に鳥羽院が移徙した新造御所三条

しりょうに、共豪・多世目がも国司のEをFににはよれています。 の秩満までの除目において重任が許可されていたことは確実であろう。 職に在任していたと見られるので、移徙当日に宣下されずとも、一期目かったのではないかと推察する。なお、彼は保延二年に亡くなるまで同三年が経過していた。従って、任終年に近いために宣下が当日下されな丹後着任は天承元(一一三一)年十二月二十四日だから、就任から丸

を受けている事例が多く散見する点も指摘しておきたい。可されたと考えられるのである。またその場合、供養当日に加階の勧賞当日に重任・遷任の宣旨が下らず、その後の除目において直接重任が許このように、供養・移徙日が造国司の任終年またはそれに近い時は、

は、再考されるべきであろう。 上述の通り、院政期成功の特質と見做されている「賦課成功」の概念

## 紀二節 「複数勧賞」の実態

四四四

質の解明を進めたい。 質の解明を進めたい。 「複数勧賞」とは、通常の成功では一度の造営に対して、重任または 質の解明を進めたい。 質の成功では一度の造営に対して、重任または

江守に遷任した。 日を迎えたことになる。遷任宣旨は当日下されず、任終年末の除目で近治三年十二月二十九日だった。従って、二期目の任終に近い時期に移徙御所を、重任功を募って新造した藤原憲方が、周防守に就任したのは大保延元(一一三五)年三月二十七日に待賢門院が遷居した法金剛院東

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

ıΣ 知されるのである。 ば先任というよりも、「先遷任」という 四月三十日だったという点である。 べきかもしれない。そうであるならば、 のは、「新御願(尊勝寺)可」被」作所課 日が判明している国明と基隆は何れも就 名の受領によって堂舎が進上された。 供養が営まれた尊勝寺の造営を参照し 重任宣旨、二つの勧賞を受けた事実が窺 この事例においても「先遷任」と当日の れ現職に遷任しているから、厳密に言え う。国明は備前、 人々事」が定下された時期が、 宣旨が下されている。 ここで注目したい 任一年以内に供養日を迎え、当日に重任 康和四 (一一〇二) 両者ともに造営の請け負いと引き替 検討を進めたい。[表2]の如く五 現在の地位に先任したと見做せよ 基隆は美作からそれぞ 年七月二十一日に 康和二年

目の勧賞として当日の加階があり、 るという特徴が究明できた。 徙日を任終年近くで迎えた場合は、 の成功で二つの賞を受けるのを慣例とす に特徴を記すと、 以上の分析から、 任期中に完成して供養・移 院政期の成功は 在職中の受領が造営 より具体的 任終

を請け負い、

[ रह 2 ]			
受 領 名	造 営 堂 舎	任 日	当日宣旨有無
但馬守高階仲章	金堂・講堂・廻廊・中門・鐘楼・経蔵	康和二年中	有
伊予守藤原国明	薬師堂・観音堂・五大堂	康和四年正月二十三日	有
越後守藤原敦兼	灌頂堂	(本文注戀参照)	無
若狭守平正盛	曼荼羅堂	(本文注戀参照)	有
播磨守藤原基隆	東西塔・南大門	康和三年七月七日	有

『中右記』康和4(1102)年7月21日条より作成。任日は、宮崎康充編『国司補任』第四・五(続群書類従完成会 1990・91年)に依拠する(以下同じ)。

> 年の除目で重任または遷任される (二つ目の勧賞)。 る。そして、完成後の供養・移徙当日、二つ目の勧賞として重任 (遷任) と記す) して、 遷任 ( 以下、受領に補任される先任と区別して、便宜的に「先重任・先遷任 や任期終了間際の受領が造営を請け負う場合、 造営中の受領身分を保証する。 まず先任もしくは重任・ これが一つ目の勧賞であ 一方 非現任受領

複数勧賞」が実行される背景を明らかにしたい。 次に、一度の成功で三つ以上の勧賞が実施された事例を取り上げて、 宣旨が下されるのである

先に重任も蒙っていた。 皇后藤原得子と姫宮(叡子内親王)が移徙した。当日、師行が得た勧賞 久安二 (一一四六) 年三月十九日、長門守源師行が造進した高松殿に 正四位上の加階と「遷|任要国|之宣旨」であったが、 実はこれより

結果、 が延期されたのだろうか 満以前に重任宣旨を下し、任期を延長する必要が生じたのである。 のみ実施された筈である。ところが、移徙が翌年に延期されたため、 任終年に当たる久安元年に新御所への移徙が行われ、 であり、この造営に係る先任でないのは明白である。それ故通常ならば、 任官事由は「任中」、つまり前任山城守の評価(公文勘済者)による巡任 造営を請け負ったのは長門守就任後だったと考えられる。 実際、当時の 風」というのだから、 られたのは康治元(一一四二)年正月二十三日。「修造去年(久安元)成 請し、「修造去年成風之時被」下,|重任宣旨|」れた。 権右中弁藤原朝隆が残した記録によると、師行は「本長門重任」 希代の三賞受賞が実現したのであろう。では、 通常の御所造営に要する工期を考慮すると、彼が 師行が長門守に任ぜ 当日は加階の勧 一体何故に移徙日 その 秩

したい。 この日、 高橋昌明・元木泰雄両氏の指摘によると、この位階はごく限ら 当時希少な正四位上という位階が彼に授けられた事実に注目

賞「希代」といわれた勧賞を実現させたとのだと推察されよう。らの点を考慮すると、鳥羽院が意識的に移徙日を延期して、「一身帯」|三った。それ故、この加階は最上国への遷任の約束を意味している。これ国と位置づけられる播磨・伊予などの大国受領に補任されるのが慣例だれた院の近臣のみに許された特権的な地位であり、四位上臈は当時最上

例は物語っていると察せられるのである。の教徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査しま、の象徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査しい。の象徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査しい。の象徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査しい。の象徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査しい。の象徴の成功は、一見すると勧賞に統一性を欠き、、院の恣意的な人

# 第三節 院政期受領成功の特質

うか。 の権威と権力を象徴する壮麗な法勝寺の造営を起点に創始したのだろ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ がら成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。そ の権威と権力を象徴する壮麗な法勝寺の落慶法要が盛大に営まれた。法 白河天皇在位五年目の承暦元 (一〇七七) 年十二月十八日、治天の君

為家が播磨守に就任したのは承保三年中(九月以前)だと推察されるの年七月十一日だから、造営担当者の決定時期はそれ以前と考えられる。下されたのは為家只一人である。法勝寺の木作始は承保二(一〇七五)主要な堂舎の造営を担当した受領 ([表3]) の中で、当日重任宣旨が

ある。皆という二つの勧賞がここに確認できるので高い。しかして、「先遷任」と当日の重任宣で、前任美作から「先遷任」した可能性が

階されなかったのだと判断する。 (一〇七二) 年に丹波守に任ぜられたから、承徳により讃岐へ遷任したのである。通例ならば、供養日に加階の勧賞を受ける筈だが、既ば、供養日に加階の勧賞を受ける筈だが、既は正四位下に昇っていた顕綱は、彼の家格をに正四位下に昇っていた顕綱は、彼の家格をで正四位下に昇っていた顕綱は、彼の家格をでいたのでと判断する。

とにする。 とにする。 とにする。 とにする。 とにする。 とにする。 とにする。 以下、本稿ではこの た事実が明確になった。 以下、本稿ではこの た事実が明確になった。 以下、本稿ではこの た事実が明確になった。 以下、本稿ではこの た事実が明確になった。 以下、本稿ではこの がまる とにする。

究では両者の相違も、院命による請け負い記されているから未補だとわかる。先行研と窺えるのに対し、仲実は「申」受領「功」と長綱は「任」丹波守」功」と記されており、供良綱と仲実について検討を加えよう。次に良綱と仲実について検討を加えよう。

### 表31

表3]				
官職	氏 名	造営堂舎	勧 賞(当日宣旨有無)	現職受領の任日
播磨守	高階為家	金堂・講堂・左右回廊四十間 ・鐘楼・経蔵・南大門	先任(先遷任)と当日 重任宣旨	承保2年2月 ~同3年9月の間
丹波守	藤原顕綱	阿弥陀堂	後日の除目で重任	延久4年中
阿波守	藤原良綱	五大堂	任阿波守功	承暦 1年(供養日以前)
侍従	藤原仲実	法華堂	申受領功	承暦 2 年正月

『大記』(『諸寺供養記』所収)承暦元(1077)年12月18日条より作成。

特徴は、

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

(「賦課成功」) か自己申請かの違いに起因す ると説明しているが、 注目すべきと考える この場合も経歴に

容

「重任功」「遷任功」)

内

重任または遷任

重任(遷任)宣旨

重任(遷任)宣旨

重任または遷任

(一〇八四) 年までの約三十年の間に数カ国 領(丹後)に任ぜられた。 した仲実は、翌年正月の除目で初めて受 在任の所見がない。一方、 治暦四(一〇六九)年の周防見任まで受領 の受領を歴任したが、承暦元年以前では 五六)年に陸奥守に着任して以来、 五大堂を造営した良綱は、 法華堂を担当 天喜四 応徳二  $\frac{1}{0}$ 

二つ目の勧賞実施日

供養・移徒当日

供養・移徒当日

任終年の除目

任終年の除目

ち過去に受領の経歴を有する人物が成 年まで丹後に在任しているので、各々に 現を用いて、「申」受領」功」と仮称すこと 摘したい。本稿では、後者を史料上の表 される、 は供養・移徙日以降の除目で受領に補任 を行う場合は所謂先任となり、未経験 つの受賞が確認できる へ遷任し、仲実もその後重任して応徳二 にする。 両者の例に鑑みると、 なお、良綱は治暦四年に淡路守 という相違が認められる点を指 非現任受領のう

一つ目の勧賞実施日

秩満以前の除目

造営以前の除目

造営後の除目

供養当日

内

「先重任または先遷任」

「申=受領-功」)

先任(

受領補任

加階(当日昇級できない場合は

「任=~守-功」)

「追可=申請-由」の宣下あり)

容

うに整理できる。 法勝寺型成功」 造営中の受領身分を保証する点 の内容は、[表4]の 同成功における勧賞の ょ

[表4]

С

D

上の検討を通して明らかになっ

た

請負時の状況

在任期間中に造営完了)

非現任受領 受領経験者)

(受領未経験者)

受領任始・任中

受領任終に近い

非現任受領

は最後に言及したい。 造や人事・受領制度に如何なる影響を及ぼしたのかという問題につい 施されるようになったと推察する。「法勝寺型成功」 や先任を行う必要がないから、その代わりの賞として、 の受領の場合は、 御願寺造営の平均的工期(二年半程度)を考慮すると、 に求められよう。 現任中に造営が完了する筈なので、「先重任・先遷任 従って、 基本型はB(およびC)だと了解する。 の出現が、 就任後二年未満 加階の勧賞が実 財政構 A は

う 期の大規模造営が次々に完遂された要因は、天皇・院らの一方的な造進 内各所を遷居する当該期特有の行動様式に基づく御所の需要など、 されていた受領側からの自発的な造営申請にあったと考えられるだろ 命令にあるというよりも、 仏教興隆政策による天皇・院等の度重なる御願寺造営と白河・鳥羽・京 であったと推断する。本章で明らかにした受領成功の特質を踏まえると、 えられるこの新しい成功制は、 度の成功で受領の地位が通常八年間保証されるという破格の賞が与 むしろ右のような人事システムによって支配 受領にとって非常に魅力的な任官の機会

### 」内は史料上の表記。

### 摂関 院政期の造営における

受領成功とその意義

### 第 節 摂関家の造営事業

興福寺造営を例として検討したい うにして遂行されていたのか、 本節では、 摂関家に関連する御所や御願寺などの大規模造営がどのよ 特に受領成功の利用状況に注目しつつ

# (1) 摂関期における興福寺造営

翌年正月二十二日、「造東大寺」の例に依り 興福寺は大規模な火災に見舞われ、 政機関が共同してあたり、 (章子内親王)、北室は寺家が、それぞれ造営 は皇后宮職 (禎子内親王)、 講堂・南円堂は関白氏長者藤原頼通、 堂以下殆ど全ての堂舎は諸国に宛てられ、 定、そして造営の割り当てが行われた。 行事官除目、木作始・立柱・棟上等の日時 造興福寺長官以下、次官・判官・主典等の と五重塔を除く全ての堂舎が灰燼に帰した。 と権門の家産の双方から調達された。 ように、興福寺再建は官行事所と権門の家 を担当することに決定した ([ 表5])。 この を取り上げよう。永承元年十二月二十四日 ている永承年間 (一〇四六~五三) の再建 造営過程について比較的詳細な記録が残 西金堂は中宮職 造営用途は諸国 北円堂 中門 [表5]

造

中金堂・南大門・回廊・経蔵

講堂・南円堂

中門 西金堂

北室

営

月三日の除目直前に、上卿権大納言源俊房のもとに「今度欠国申文」を 寺塔并回廊等|」 るにより、「尾張・出雲等国」への遷任を所望して、

いう条件を満たした受領がいなかったという実態を明示していよう。こ 司の姿が見えないが、これは寛弘二年(一〇〇五)年に定められた国宛 賞が実施され、 臨み、「焼亡後、 に関する勧賞規定、 寺僧および舞人・仏師・大工が加階の賞に預かった。 寺長官以下の官行事と、 日に落慶供養が営まれた。 国宛された諸国は、 造営に関する事務全般を統括する「惣行事」即ち造興福 僅以一年」という早さで再建が完了し、 即ち任国の官物を立用しない場合に限り賞されると 臨時雑役の免除や一国平均賦課を申請して造営に 関白家・皇后宮職・中宮職の家司行事、 その翌日には造営に携わった人々に対して勧 受賞者の中に造国 同三年三月 そして

堂 舎 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
<b>遠・鐘楼・西室・東金堂</b>	堂	舎	Ì	
	<b>或・</b>	鐘楼	・西室	・東金堂

院政期になると興福寺の造営用途に受領成功が用いられるようにな 管見によると、承暦元 (一〇七七) 年、伊賀守藤原親房が「造|興福

2

院政期における興福寺造営

格に適用されていた実状が浮かび上がる

の事例から、

『造興福寺記』永承2・3年条より作成。

ಠ್ಠ

採用されなかったのだろうか。 大殿(師実)家の家司行事、 う。康和五 (一一〇三) 年七月二十五日の落慶供養で勧賞に預かった までに足かけ七年の歳月を要した康和年間の再建を例にして検討しよ 開催された塔供養以前の除目で申文を提出することはあり得ないからで あれば供養日にはじめて重任宣旨が下されるため、 以来の通常の成功形態と一致している。なぜなら、「法勝寺型成功」で 持参している例が史料上の初見である。 人々は、造興福寺長官以下の行事と造営を担当した長者殿(忠実)家と そこで永長元(一〇九六)年九月の火災で堂舎の大半を焼失し、 ならば、 興福寺造営には、 寺僧・舞人・仏師・大工など摂関期とほぼ 院政期になっても「法勝寺型成功」は 彼が行った成功手続きは摂関期 翌年正月二十七日に 完成

造営担当

関白氏長者

皇后宮職

中宮職

寺家

諸国

って造営され、 の尻付からだけでは国宛か成功かは判断しかねる。 金堂造営用途調進の対価として加階が行われたのがわかる。 上に昇った高階遠実には「伊賀国司、 受領任符」の請印が行われた事実が確認できるので、 正五位下に叙された藤原孝清には「周防国司、金堂作事賞」、 彼らに重任が許可されたと推察される。 金堂作事賞」という尻付があり ところがその 金堂が成功によ この推測を確実 しかし、こ 従五位

同様であるが、二名の受領名が挙がっている点に注目したい。

十一世紀半ばにおいても当時の勧賞規定が、

依然として厳

い。にするため、興福寺再建に臨んで催された造営定に遡って調査してみた

うに方針転換が図られることとなった。次いだ。このような状況を受けて、康和四年十一月、成功を採用するよいだ。このような状況を受けて、康和四年十一月、成功を採用するよ時や播磨守藤原顕季ら国宛された院司受領の国の中からも辞退表明が相司受領の国々では所課が免除され、その上年末になると、但馬守藤原隆採用が決定した。但し、「阿波・加賀・讃岐・安芸・越中等」、多くの院採失から一ヶ月後に開催された同定では、「任\_永承例,」せて国宛の

含んでいる。ここから判明する事実を一つ一つ検討してみよう。営における国宛と成功との関係を考える上で示唆に富む興味深い内容を代例」、重・延任受領可□充給□歟。両条之間可ऽ随□勅定□者□と忠実から諸国□之処、多以院殿上人也。頗有ऽ憚。只任ऽ例可ऽ充歟。不ऽ然者任□近養雑事□之次、内々可ऽ奏事。山階寺供養付□永承・治暦例□、所課欲ऽ充□即ち、右大臣邸を訪ねた造興福寺長官藤原宗忠は、「被ऽ仰□山階寺供

指摘する忠実の言葉が注目される。永長元年の造営定の時点で、院司が国宛による用途調進が困難を来した原因として、院司受領の増加を

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

更せざるを得ない状況に至ったのだと推察する。 りる造営の所課に応じる国が不足し、結果として興福寺の造営方法を変院司受領が急増し、摂関家家司受領は著しく減少したため、摂関家に関はじめたのである。周知の通り、十一世紀末から十二世紀始めにかけて、播磨守藤原顕季ら国宛された院司受領も、同年末になると一斉に辞退し受領を務める国々の多くは所課が免除された。また、但馬守藤原隆時や

「法勝寺型成功」であるか確定したい。

「法勝寺型成功」であるか確定したい。

「法勝寺型成功」であるか確定したい。

「国力の低下」による「国宛の衰退」への対応、つまり財源不足を補
を「国力の低下」による「国宛の衰退」への対応、つまり財源不足を補
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ
が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であ

くなっていく状況を如実に現わしている。

は当日下されず、加階の勧賞が与えられ、翌年八月の臨時除目で孝清・遠実を相博した事実が確認できる。つまり、加階と相博という二つの勧遠実を相博した事実が確認できる。つまり、加階と相博という二つの勧遠実を相博した事実が確認できる。つまり、加階と相博という二つの勧遠当日下されず、加階の勧賞が与えられ、翌年八月の臨時除目で孝清・途中であり、任終近くになって落慶供養日を迎えた。それ故、遷任宣旨成功の採用が決まった康和四年当時、孝清・遠実は各々二期目の任期

さらに関心が寄せられる点は、国宛に応じる受領が不足して興福寺再

を露呈する結果を招いたと推察される。寺型成功」採用の裁可を仰いだ事実である。これは、摂関家の凋落ぶり建の継続不能に陥った摂関家が、堀河天皇と白河院に懇望して、「法勝

行われるようなシステムを構築したのだと評価したい。とによって造営の優先順位を設け、天皇・院関連の造営を最も優先的に富を大量に消費する大規模造営の全てを統括し、勧賞に格差を設けるこもはや白河院の意向は明らかであろう。彼は勧賞を梃子として諸国の

### 第二節 諸国一宮の造営

り上げて、諸国一宮の造営の実状を検討する。の厚い杵築社と、近年新たに検討が進められている気比社の修造例を取の厚い杵築社と、近年新たに検討が進められている気比社の修造例を取平安後期から鎌倉初期の造営関連史料が比較的纏まって残存し研究蓄積たが、その他の大規模造営についても同様の変化がみられるのだろうか。る造営で用いられ、摂関家関連の事業でも一部導入された事実を確認しこれまでの検討で、院政期に入り「法勝寺型成功」が天皇家に関連す

## (1) 越前国一宮気比社の修造

○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○</li

注進状記載の「回禄并造営例」によると、平安後期から鎌倉中期の間

る社殿顛倒の事実が判明し、その都度再建された。 一)年、 建長八(康元元=一二五六)年の四回、焼失もしくは風雨によに 天喜二(一〇五四)年、 保延元(一二三五)年、 建久二(一一九

### 天喜の再建経緯

「依,|其功,延任弐ヶ年」の宣旨が下された。

大喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、天喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、天喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、天喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、天喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、

### 保延の再建経緯

覆勘が終了したのは同四年八月二十日だった。

功」可」修造」」き旨を宣下して受領成功の採用を決定している。造営・助」可」修造」」き旨を宣下して受領成功の採用を決定している。造営・殿・雑舎・鳥居・橋桴等」」しと命じたが、その翌月二日には「募」重任る宣旨が出された。十一月八日、朝廷は「早可」令」当国修」造件社内神言上があり、九月十三日、官使の派遣と本社司・国使に損色注進を命じ保延元年二月二十一日、大雨により社殿舎屋が顛倒したという国司の

から、摂関期以来の成功手続きが行われていた点が明らかになった。れる実状が判明する。また、重任宣旨が完成以前に発給されている事実「申、対捍、」して円滑に進まないために、受領成功の採用に切り替えら一1度の再建例から、はじめは国宛による造営が試みられるが、国司が

## (2) 出雲国杵築大社の修造

少し検討を加えてみたい 社造営における受領成功の利用に関しては特に言及されていなので、 上氏の研究目的は二十二社一宮制の成立過程を解明する点にあり、出雲 移行し、社家が協力して修造が実行されるようになり、造営費用は正税 社制度・体制が転換するのに伴い、造営のあり方も大きく様変わりする 営と遷宮の過程を通じて、出雲国の一宮制が成立したことを論証し、 井上寛司氏は康平四年の社殿顛倒に伴う治暦三 (一〇六七) 年の正殿造 承安二(一一七二)、 嘉禄元(一二三五)年の計五回が確認されている。 降、当該期では 天仁元年 (一一〇八) 年、 から一国平均役に変化したとする事実を明らかにしている。しかし、井 と指摘された。即ち、神社造営の主体が中央政府から出雲国司や国衙に 鎌倉期までの大社顛倒例は、 史料上の初見 保延七 (一一四一)年、 康平四(一〇六一)年以 神 今

自らの功績の大なることを強調した。旨「之後、営「土木「之処(中略)凋弊之今、偏励「私力「、不日造畢」と、之吏、彼社顛倒之時、蒙「重任宣旨「、所「造営」」、「爰当任之吏、同蒙」宣月末、光隆は覆勘の官使派遣を要請する解状を提出し、その中で「代々月表6]の如く造営を遂行した。修造が完了した久安元(一一四五)年九八級七年八月七日に顛倒した神殿の修造を担当した国守藤原光隆は

かが上がる。 土木「之処」 という表記から、造営以前に重任宣旨が下された事実が浮土木「之処」 という表記から、造営以前に重任宣旨が下された事実が浮っての解状にみえる「蒙「重任宣旨「、所「造営「」 や「蒙「宣旨」之後、営「

ければならない成功で、済物免除が認められ、任国からの収益を宛てる可している点に留意したい。本来、受領の「私物」から経費を捻出しな所々切下文并官行事所・蔵人所召物」の免除を申請し、朝廷がこれを許また、光隆が康治二(一一四三)年初頭に一国平均役の賦課と「諸司

る成功でも同様の変化が認められる事実を確認しておきたい。物が免除された例を指摘されている。本稿では、諸国一宮の造営におけ変化がみられる点については、上島氏が統子内親王の三条殿造営時に済行為が正式に朝廷から認められたのである。十二世紀半ばにこのような

## 第三節 受領成功の意義

い。関わりに注目して、該期貴族社会における受領成功の意義を考察した関わりに注目して、該期貴族社会における受領成功の意義を考察した特質を明らかにした。最後に財政構造や政府の受領政策・人事制度との小稿では摂関・院政期における受領成功の成立・変遷過程およびその

られるであろう。 革の内容と、摂関期における受領成功の意義や特徴は以下の二点に纏め経費調達および任官に関わる制度だと認識する。彼らが目指していた改革しようと企図する兼家・道長父子によって、積極的に導入された造営受領成功は十世紀末の財政構造や受領に適用されていた人事制度を変

[表6]

### 久安年間の大社再建工程

永治元年	1141	6月7日	神殿顛倒
		6月23日	宣旨(実験使派遣について)
		11月3日	実験使到来(15日実験使参詣社頭、19日帰府)
		10月14日	日時勘文が下さる
		11月3日	仮殿始作事
		11月21日	御神体を仮殿に渡す
		12月7日	正殿材木伐採
康治元年	1142	正月27日	木作始
		2月8日	国守光隆解状( 材木支配:「神社仏寺権門勢家の荘園を論ぜず、一律に材木の勤めを賦課すること、および官使の派遣を要請」 済物・切下文・召物免除申請。)
		3月19日	宣旨(光隆の申請許可)
		7月26・28日	神願
康治 2 年	1143	10月17日	官使到来
13/11 2 1	1110	10月8日	竪柱
		10月27日	上棟
		4月3日	大社作事
		6月16~21日	上梁・上桁
		7月6日	上棟木
天養元年	1144	8月28日	御遷宮の神宝物が京より下さる
		9月28日	国守光隆解状 ( 覆勘の官使派遣要請 )
久安元年	1145	10月 4 日	覆勘の宣旨(光隆の申請許可)
		閏10月2日	官使下着
		11月23日	遷宮 (火事により中止)
		11月25日	遷宮

### 久安再建時の出雲守藤原光隆

保延4年	1138	12月29日	任出雲守「造春日塔」による「先遷任」ヵ)	公卿補任(永暦元年項)
保延6年	1140	10月29日	従五位上(造春日御塔賞)	同上
永治元年	1141	6月7日	神殿顛倒	
			この間に大社造営の成功で「重任宣旨」あり	
康治元年	1142		この年の除目で重任(「造春日塔」による重任ヵ)	
久安2年	1146	12月29日	遷但馬守 (「造大社」の遷任ヵ)	本朝世紀

<sup>「</sup>千家文書」久安元年10月4日官宣旨案(『平安遺文』2562号文書、「北島家文書」(宝治2年12月)杵築大社造営遷宮旧記注進(『鎌倉遺文』7017号文書)より作成。

れたと推察する。
「私物」を名目とする受領の成功という経費調達方法が積極的に採用さを実施した。その対策費として非済物・非官物の財源が必要となり、社行幸を行い、社司の設置・叙位、神領寄進、社殿の造営などの支援策や諸国からの支出を抑える点にあったと推察する。そのため、彼らは神独自財源の保有を保証して経営の自立化を促進することによって、国家一、財政構造改革の主要な目的は、ひとつは神社政策に顕著なように、

受領の家産機構である京庫に大量に蓄えられた京進米は、中央からの随 物であるのかが不明確な状況と、中央政府が国内収取の実態を把握する る明確な統一基準が欠如しており、受領の管理する物資のどこまでが済 合もあった。受領のこのような行為の背景には、中央の用途賦課におけ 央用途のプールであると同時に、受領の私的な借米として運用される場 時的で額・品目が不特定の済物(年料・召物・率分など)納入のための中 システムが不在だという実態がある。 として定着し、中央済物における米の比重と京庫納の比重が高まった。 後半に成立した所当官物制のもとで、米が交換手段(一般的な等価物) 目して、受領の収益が生み出される仕組みを確認しておきたい。十世紀 込み、活用を図る点にあったと理解する。ここで中込律子氏の研究に注 私富」を効率的に回収して、中央の公事や造営などの経費として取り もうひとつは、寺内氏が指摘されているように、 受領の「私 物 П

用する方途が受領成功だったと推察する。と認定し、「私物」=「私富」を公に国家財源として効率的に回収・利されるという状況を踏まえて、政府が受領の収益の一部を彼らの「私物」受領の収益が済物弁済という国務の遂行と不可分かつ構造的に生み出

通り、天皇家や道長一家と親しい人物に対する昇進面での優遇政策の実一、人事制度の側面における道長等の改革の特徴は、第一章で述べた

施されなかったのであろう。とする多くの公卿等の反発に遭い、成功による重任・遷任は僅かしか実施を通じて、受領の人事的統制と朝廷による「地方支配」を遵守しよう再任)に便宜を図る目的で採用されたと推察する。しかし、功過定の実施という点にある。受領成功も家司に編成した受領の任官(受領補任・

考えるのである。の優遇を図ったり、私的に受領の「私富」を活用する傾向が強かったとに依拠して、家司受領に対する功過定の審議を事実上無効にして人事上構図が解消されず、摂関あるいは一上としての権限と外戚としての権威以上の通り、摂関期においては政権首脳部等と一般公卿等との対立の

均役化という形で体現したと評価したい。「地方支配」の観念的意義を、造内裏役および宮城大垣修造役の一国平て、大規模造営の財源確保および功過定の実施に具現した国家による(後三条天皇は、歴代の摂関が利してきた受領成功(重任功)を否定し

まとめられよう。 領成功制(「法勝寺型成功」) である。 同成功制の意義は、以下の三つに領成功制(「法勝寺型成功」) である。 同成功制の意義は、以下の三つに味を持つ制度として確立した。それが法勝寺造営時に出現した新しい受成功を摂関期のものと大幅に改訂して、人事・財政面における重要な意白河天皇は、後三条天皇の政策を引き継ぎつつも、彼が否定した受領

成功を行う受領の任国における臨時召物が免除され、任国からの経費調堂造作之程、皆雖」被」免「臨時召物」」とあるように、法勝寺造営に際し、していると理解してよいであろう。実際、「承保比法勝寺金堂・阿弥陀中の受領身分を保証するという特色が認められた。この特徴は成功によ拠出する行為を合法化した点である。先述の通り、新しい成功には造営拠出するでは、成功による造営用途を受領の「私物」ではなく、任国から

する様々な責任と職務が課せられたのではないかと推察する。は、以前のように造営経費をただ調達すればよいのではなく、造営に関国からの支出が公許され、その上破格の勧賞が与えられた院政期の受領いて成功を申請した受領が果たすべき主な役割は、「私物」をもっていた成功を申請した受領が果たすべき主な役割は、「私物」をもって二点目は、受領の立場や職掌の変化を促進した点である。摂関期にお

となる所領の立荘への関与が求められたのではないかと察せられる。その一つは造営の現場責任者としての任であり、もう一つは財政基盤

は造営現場において堂舎造営にあたった大工に「作料」(工匠の食料)を全体を統括したのは鳥羽院別当・権中納言源師時であった。一方、忠隆業によって造営は遂行された。本造営において、院の奉行として諸国・願主である院関係の荘園・諸施設、諸国・検非違使など多様な機関の協外・龍頭鷁首料船は検非違使が負担した。このように、造国司のほか、仏所が担当し、池堀人夫・花幔・広庇・舞装束などは国宛、鳥羽殿遣水仏所が担当し、池堀人夫・花幔・広庇・舞装束などは国宛、鳥羽殿遣水の藤原忠隆の成功で造営されたが、人夫は鳥羽院領荘園から徴収され、微藤原忠隆の成功で造営されたが、人夫は鳥羽院領荘園から徴収され、微藤原忠隆の成功で造営された。本造営において、院の奉行として諸国・まず、鳥羽院御願の勝光明院の造営例を詳細に検討した丸山仁氏の研まず、鳥羽院御願の勝光明院の造営例を詳細に検討した丸山仁氏の研まず、鳥羽院御願の勝光明院の造営例を詳細に検討した丸山仁氏の研

中欲、供養、、諸事可、、念催、」と命じられてもいる。を沙汰し、造営計画に遅延が生ずると、鳥羽院より召し出され、「今年園を指揮したりした。また、鳥羽院の命を受けて師行とともに「鐘楼事」与えたり、「池堀行事」として鳥羽院領から徴収した人夫を駆使して造

体制が確立していたと考えられる。 体制が確立していたと考えられる。 体制が確立していたと考えられる。 体制が確立していたと考えられる。 は、院司受領の成功の他にも様々な経路から、時の開達を調達し、多数の人夫を動員して、願主たる院の指揮の下に蔵人における院関連の大規模造営は、院司受領の成功の他にも様々な経路かたる院司達し、多数の人夫を動員して、願主たる院の指揮の下に蔵人の出途を調達し、多数の人夫を動員して、勝光明院の事例から、院政期後さらなる事例分析を行う必要があるが、勝光明院の事例から、院政期後さらなる事例分析を行う必要があるが、勝光明院の事例から、院政期後さらなる事例分析を行う必要があるが、勝光明院の事例から、院政期後さらなる事例分析を行う必要があるが、勝光明院の事例から、院政期後さらなる。

の関係について言及したい。た高橋一樹・丸山両氏の研究を参考にして、造国司と御願寺領の立荘と、次に、鳥羽院御願の金剛心院領越後国小泉庄の立荘過程を明らかにし

れたものである。 深く関与していた実態が浮かび上がる。 町からなる中御門家領小泉庄を核に、郡規模の領域型荘園として立荘さ 平行して、「 新尺迦堂領」として小泉荘が立荘された。 これは免田三十 中納言家成と入道殿 (藤原忠実) が実質的な沙汰を行った。 堂舎造営と は備後守藤原家明が、 まえると、造国司(もしくは知行国主)は、造進する御願寺領の立荘にも が守を努め、 知行国主や国司の承認と関与が不可欠である。 は推察している。 た事実があり、この立荘に忠実 宗忠が深く関与したであろうと丸山氏 久寿元 (一一五四) 年八月九日に落慶供養が行われた同院の阿弥陀堂 その父家成が知行国主の任にあった。 また、郡規模の領域型荘園として立荘されるためには 中御門宗忠の小泉荘は彼が仕える忠実の保護を得てい 釈迦堂は播磨守源顕親が請け負い、 今後さらに事例を集積して検討 越後国は当時、 如上の立荘過程を踏 各々知行国主 藤原隆季

評価できよう。即ち、

様々な行事に参加して、

るようになる。そうすることによって、恒常的に朝廷や院等に近侍し、ける受領の職掌の変化によって、任国には目代を派遣して彼らは在京す

年爵や勧賞に預かる機会が増加し、

公卿 (従三

位)にまで昇進する受領が増加したのである。そのような変化は、

に至る昇進の速度を速めただけでなく、昇進形態の変容をもたらしたと

が七十五歳にして漸く従三位に昇った事実が知られる通り、

受領が公卿

に至るのは極めて稀だった。ところが、前項に記したような院政期にお

# 摂関・院政期における受領成功と貴族社会

機械的・官僚制的・年労制的な昇進方式から

を進めていきたい。

れたと評価できるのではないだろうか。築など、種々の職掌を担う造営のプロフェッショナルとして位置づけらった受領は、現場責任者としての責務や御願寺の経営基盤(寺領)の構石記の如く、「法勝寺型成功」によって破格の勧賞を受けるようにな

が厳格に適用されてた摂関期においては、六ヶ国の受領を経た藤原隆佐また、受領層の位階昇進事由にも変化がみられる。治国功による加階任官や重任に利用して、受領層の再生産が図られる実態が浮かび上がる。時期に複数の造営を請け負う場合もあり、その勧賞を子弟に譲って受領藤原基隆の経歴と造営との関係を纏めた[表7]から窺える通り、一

「表7]藤原基階

[表7]藤原基隆							
元号	西暦	月	日	受領	事 項	事 由	典 拠
嘉保 1	1094	2	22	美作守	補任	一院分	除目大間書
承徳 1	1097	?	?	"	この年重任ヵ	?	
康和 2	1100	4	23	"	従四位上	造内裏(宣燿殿)賞=国宛	公卿補任(大治5年項)
康和 3	1101	7	7	播磨守	遷任	尊勝寺造営成功の「先遷任」	殿暦
康和 4	1102	7	21	"	尊勝寺供養	当日「重任宣旨」	中右記・諸寺供養記・ 尊勝寺供養記
長治 2	1105	?	?	"	この年重任ヵ	除目の際に重任	
天仁 1	1108	7	28	伊予守	遷任	鳥羽東殿御塔造営成功の「先遷任」	公卿補任(大治5年項)
天仁 2	1109	8	18	"	鳥羽東殿御塔供養	当日「重任宣旨」	殿暦
天永 2	1111	?	?	"	この年重任ヵ	除目の際に重任	
永久 3	1115	3	29	播磨守	遷任	大炊殿造営成功の「先遷任」	公卿補任(大治5年条)
永久 3	1115	11	26	"	新造大炊殿移徒	当日「重任宣旨」	百錬抄
元永 1	1118	?	?	"	この年重任ヵ	除目の際に重任	
保安 2	1121	6	26	讃岐守	遷任	熊野本宮三重塔造営の「先遷任」	公卿補任(大治5年項)
保安 3	1122	?	?	"	熊野本宮三重塔供養カ	当日「重任宣旨」ヵ	中右記(保安元年6月 22日条)
保安 4	1123	1	20	伊予守	遷任	除目の際に遷任	公卿補任(大治5年項)
大治 1	1126	12	27	"	新造春日殿移徒	息子忠隆とともに当日「重任 宣旨」下る	百錬抄・上皇御移徒記
大治2	1127	3	19	"	円勝寺三重塔供養		中右記
大治4	1128	12	13	播磨守	遷任	春日殿造営の遷任	中右記
大治 5	1129	10	25	従三位	法金剛院供養	法金剛院造営成功の勧賞で、 当日従三位に加階	中右記・百錬抄・公卿 補任 (大治 5 年項)

層にまで浸透した事実を明示していよう。年爵・勧賞を昇進事由とする中世的な人事・昇進形態への変容。゙が受領

に変化をもたらしたという点を強調しておきたい。 以上のように、受領成功制の変容は受領の地位や職掌など受領制自体

### おわりに

べた主要な論点は、以下のようになる。 以上、受領成功制の実態とその意義について検討を加えた。本稿で述

える所以がある。受領成功が導入された理由や背景を具体的に検討する必要性があると考受領成功が導入された理由や背景を具体的に検討する必要性があると考おける政府の基本方針に相対する性質を持つ制度だといえる。この点に、受領成功は、功過定によって受領を統制しようとする十世紀後半に

と推察する。

一次ので、天皇家や摂関家に親しい人物を受領に取り立てる目的があった受領の「私物」と認定して、それを公に国家財源として回収・利用し、察した。受領成功の採用により、政府は受領の収益=「私富」の一部を、察した。受領成功が積極的に運営費に宛てられるようになったと推政策を推進する上で、非官物・非済物の財源が必要となり、受領の「私政策を推進する上で、非官物・非済物の財源が必要となり、受領の「私政策を推進する上で、非官物・非済物の財源が必要となり、受領の「私

度的な確立をみなかった。般公卿らの見解とが対立していたため、摂関期においては受領成功が制領を人事的に統制し、朝廷による「地方支配」を具現化しようとする一しかし、道長ら政権首脳部の方針と、受領功過定の実施によって受

型成功」と仮称したこの成功制の特徴は、造営時の受領身分を保障する法勝寺の造営において、新しい成功制が出現した。本稿で「法勝寺

先に位置づけたと考えられる。 先に位置づけたと考えられる。 先に位置づけたと考えられる。 たいのい、造営に先立ち「先重任(遷任)を許可するという二日に重任(遷任)宣旨を下して次なる重任(遷任)を許可するという二日に重任(遷任)宣旨を下して次なる重任(遷任)を許可するという二日に重任(遷任)宣旨を下して次なる重任(遷任)を許可するという二年に重任(遷任)を許可するという二日に重任(遷任)を許可するという二日に重任(遷任)を許可し、供養・移徙

る結果を招いたと推察する。勝寺型成功」採用の許可を得た事実は、同家の権力の凋落ぶりを露呈す再建がままならなくなった摂関家が、堀河天皇と白河院に懇願して「法かかる成功の出現によって、国宛に応じる受領が不足して興福寺の

造の現状を政府が承認した事実の表れであると認識する。てきた政府の見解(建前)を否定し、両者が不可分に創出される財政構実質的には同質化していた受領の収益(私物)と済物・官物とを区別しではなく、任国から拠出する行為が合法化された。これは、摂関期以来、「法勝寺型成功」によって、成功による造営用途を受領の「私物」

化をもたらしたと評価できるだろう。られた。院政期における新しい成功制は受領の職掌・地位自体にまで変た受領は、造営のプロフェッショナルとしての職掌を帯びることが求め任国からの拠出が認可され、その上破格の勧賞を受けるようになっ

研究や知行国制との関わりなどについても検討を進めていきたい。からぬ影響を与えた制度だと位置づけられよう。今後、当該期の受領制摂関・院政期における国家財政・受領制・昇進制度の変遷・展開に少な受領成功は、国家財源を補う用途調達制度とする評価にとどまらず、

れた課題は多いが、それらの点については別稿を期して擱筆したい。 本文中に記した問題点や後白河院政期以降の受領成功の変遷など残さ

- ① 注 大治四年七月十五日条裏書
- 制研究の成果と本書の課題」( 塙書房、二〇〇四年) を参照 その他、受領制研究史については、寺内浩『受領制の研究』「序章 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七年。 受領
- 3 八年、初出は一九三五年)。 「成功・栄爵考」(『律令制と貴族政権 第 部』御茶の水書房、一九五
- 「十一~十二世紀における寺院の造営形態」(『日本歴史論究』二宮書店 山田義夫③「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五、一九六四年)、同⑥ 二七、一九八六年)。また、造営における国宛・成功に関する研究は、小 一九八三年)、難波文彦「『成功』の特質とその意義」(『国史談話会雑誌 安田晃子「十一世紀中葉における成功制の変質」(『史学研究』| 五八 九六三年)などがある。
- ( 上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思 中心に 」(『日本史研究』三六〇、一九九二年)、同①「受領成功の展開 文閣出版、一九九四年)。 上島享②「成功制の展開 地下官人の成功を中心に 」(『史林』七五 四、一九九二年)、同心「平安後期国家財政の研究」造営経費の調査を
- の国宛(造営等の臨時的な経費を諸国に割り当てる方式)と区別する。 を一括したものを指し(上島氏注 制・料国制・臨時召物制等、各官司が経費を諸国から調達する収取制度 「国宛」は、十世紀後半に創始した正蔵率分割・永宣旨料物制・年料 ③ 所引論文、九十三頁参照)、
- って不断に地位を相続して公卿にまで至る仕組みや、昇進方法の変化が 生じた背景と、そのことが受領制に与えた影響などについて考察する 代の貴族と天皇』第一部第二章、第三部第三・四章、岩波書店、二〇〇 玉井力氏の一連の論考によって解明が進められている (玉井力『平安時 院政期における一部諸大夫層の家格上昇や、受領補任制度の実態は、 初出は、一九八七・八〇・八一年 )。本稿では、重任・遷任によ
- 摂関・院政期における受領成功と貴族社会

- 8 (『歴史学研究』六七七、一九九五年)、寺内氏注 所引書など。 (『歴史評論』五二五、一九九四年)、同ⓒ「中世成立期の国家財政構造 出版、一九九三年)、同⑤「摂関・院政期の国家財政をどうとらえるか 年)、中込律子②「受領請負制の再検討」(『中世成立期の歴史像』東京党 (『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年。初出は一九九〇 の国家論に向けて」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、 大津透②「平安時代収取制度の研究」、同①「受領功過定覚書 初出は一九九〇・八九年)、佐藤泰弘「古代国家徴税制度の再編 一九九三
- 財政上の統制機能を疑問視する寺内・中込氏等の見解がある。 十世紀後半において、受領統制が強化されたとする大津氏等の評価と
- 『小右記』寛弘二年十二月二十一日条。

10

- 政府は禁じており、苛政を行った受領の再任を不利にする等、 を任官に際して重視した (寺内氏注 所引書第二編第三章参照)。 受領が「私富」を拡大しようとして苛酷な収奪=苛政を行う行為を、 治政内容
- 12 十三日条。なお、寺内氏注 所引書「第三編第三章 受領考課制度の解 体」を参照。 『御堂関白記』寛弘二年十二月二十五日条。『小右記』長和二年正月二
- といい、受領成功と区別される (上島氏注 行事所に私財を進納した見返りに任官や叙爵することを地下官人の成功 し示すこととする。 本稿では特に断らない限り、単に成功と表記する場合も、受領成功を指 地下官人が比較的小規模な殿舎の修繕や公事遂行のための費用として、 ③所引論文参照)。以下、
- た功により、越前守に任ぜられたが、この成功は父大納言重信の懇望に より成立した。 『小右記』永祚元年二月一日条。なお、同時に源乗方は式部省を造進し
- (15) を参照。また、妻橘仲遠女は一条天皇の乳母を務めた(『御産部類記』)。 孫」有国。『江談抄』第一、摂関家事「大入道殿令譲申中関白給事」など 『公卿補任』第一篇正暦元年「藤在国」項。『尊卑分脉』 第二篇「内麿
- 『日本三代実録』貞観元年二月十一日条
- 17 『賀茂注進雑記』「行幸官幣御幸(竹孫願霊験寺」。
- (18) 神社修造と社司の成立」(山本信告・東四柳史明編『社寺造営の政治

史』思文閣出版、二〇〇〇年)。

- ③ 『日本紀略』大同四年四月辛卯(十六日)条。
- ように命じている。 賀茂別雷社の社司が申請した五カ所の雑舎修造を社司自身の負担で行う② 正暦五年五月二十三日官宣旨(『類聚符宣抄』巻第一「神社修造」)は、
- ー」(『古代文化』五四 八、二〇〇二年)。 拙稿②「平安中・後期における勧賞の一考察 神社行幸を素材として
- ② 『 小右記』 寛仁元年十一月二十五・九日条。
- ❷ 『小右記』寛仁元年十月五日条。
- 二月一日 太政官符案 (『平安遺文』四九四号文書)。 台安元年十月十四日条。「根津美術館所蔵文書」治安三年十二
- 社 1。塗(寛仁二年十月二十五日太政官等(『類聚符宣抄』巻第一「被奉公郡於神)
- ∅ 『小右記』・『御堂関白記』寛弘二年十二月二十一日条
- ◎ 『 御堂関白記』寛弘二年十二月二十一日条。
- ② 『小右記』寛弘二年十二月二十一日条
- ③ 上島氏注 ⑤所引論文四十一頁。
- ◎ 『尊卑分脉』第二篇「魚名公孫」。
- (『古文書研究』五三、二〇〇一年)。 拙稿⑤「中世成立期における叙位制度の展開 年爵制度と貴族社会 」
- 「第三編受領考課制度の研究」、増渕徹「藤原道長執政期の受領功過「要領功過定の実態」『史観』八八、一九七四年 、寺内氏注 所引書される場合が多かった(摂関期の功過定の実態については、福井俊彦目、雖」似」有」定、還如」無」定」(『小右記』寛仁元年九月一日条)き状態は、併があっても、道長に遠慮する諸卿が「合」眼無」所」云」く、「満座属な件があっても、道長に遠慮する諸卿が「合」眼無」所」云」く、「満座属の単し、道長家司は受領功過定の審議において、「不快事」や「極不便」

ハ。ても功過定が実施されている事実は、院政期との比較において留意したても功過定が実施されている事実は、院政期との比較において留意した骸化に繋がった。しかし、「無過」であっても、権力者道長の家司に対し吉川弘文館、二〇〇三年 を参照)。このような状況は、受領功過定の形『北山抄』「古今定功過例」を参考に 」 笹山晴生編『日本律令制の展開』

- 年)。 姫献上をめぐる家の国家行事関与の分析 」(『歴史』七四、一九九〇姫献上をめぐる家の国家行事関与の分析 」(『歴史』七四、一九九〇) 遠藤基郎「十~十二世紀における国家行事運営構造の一断面 五節舞
- 36 『続古事談』第一 三三。
- 」(『史林』七三 一、一九九〇年)を参照。 均役については、上島享「一国平均役の確立過程 中世国家論の一視角久度造宮事業と後三条親政」(『書陵部紀要』四〇、一九八八年)、一国平》 後三条親政期の造営に関しては、小山田氏注 ②論文、詫間直樹「延
- 小山田氏注 ⑤所引論文。上島氏注 ⑤ⓒ所引論文。
- 行,造,,立之,」など。 | おいっぱっぱい | 日防両国功,,、『百錬抄』平治元年八月十六日条の「鳥羽院仰,,長門守師堂舎,,、『兵範記』仁安二年正月二十日条の「去年奉,,院宣,、募,讃岐・劉 『中右記』永久二年十一月二十九日条の「法皇仰,備前守正盛,、令,作,
- ⇒ 寺内氏注 所引書 二六・七頁注(36)参照
- ④ 上島氏注 ⑤所引論文。
- ④ 『中右記』永久二年十一月二十九日条。
- ₩ 上島氏注 ②所引論文。
- (続群書類従完成会、一九九〇・九一年)を活用させていただいた。本稿の全体に亙って、受領補任状況は宮崎康充編『国司補任』第四・五⑭ 『中右記』永久元年四月三十日条、『殿暦』永久元年十月一日条。以下、
- 》 『 中右記』 天永三年正月二十七日条。
- 》『殿暦』天仁二年八月十八日条。
- 五年「藤基隆」項。④ 『中右記』・『殿暦』天仁元年七月二十八日条、『公卿補任』第一篇大治

- ④ 『中右記』大治二年正月二十日条。
- ⑤ 仁安二年正月十九日条
- ⑤ 仁安二年正月二十日条。
- ◎ 『兵範記』仁安二年七月三日条。
- 『上皇御移徙記』(『仙洞御移徙部類記』所収) ・『中右記』・『長秋記 当日、造国司に与えられたほか、知行国主や造営を助けた家族の受領に 年正月十九条) であったという。つまり、材木以外の用途は兄季能の讃 讃岐国之力」(『仙洞御移徙部類記』所収『中山内府記 (山槐記)』仁安| 賞」に預かり正三位に昇った (『兵範記』仁安二年正月二十日条)。これ 長承三年十二月十九日条 岐国から調達されていたのである。以上の通り、成功に対する賞が移徙 実質的な責任者となり、「於|材木|者周防国出」し、「於|自余事|者、 は造営を担当した知行国主としての功績が認められて受賞した可能性が で実施された東宮朝覲行啓で、俊盛は他の院司等と共に「春宮朝覲行啓 二十八日条)。実は、「件人 ( 季盛 ) 少年」だったため、父俊盛が造営の 院司」賞に預かり、正五位下に叙されている (『兵範記』仁安二年正月 なお、 極めて短期間の内に関連する儀式で勧賞(院司賞)が行われている。 また、月末に行われた法住寺殿朝覲行幸では、兄讃岐守季能が について以下の点を補足しておきたい。移徙の翌日、同御所
- 緊でする。 ⑤ - 後任藤原俊盛が丹後守に就任したのが保延二年五月だという点から推
- 任宣旨が下りず、従四位上に昇った(『上皇御移徙記』同日条。また、保年に同国に就任して以来、丸三年が経過していた。それ故、供養日に重されず、同年四月三日の官符請印の時に直接重任した。なお、供養当日には、「可」依」。追申請」之由」が仰せ下され、加階の権利が与えられていた。「可」依」。追申請」之由」が仰せ下され、加階の権利が与えられていたは、「可」依」。追申請」之由」が仰せ下され、加階の権利が与えられていたは、「可」依」。追申請」之由」が仰せ下され、加階の権利が与えられていたは、「可」依」。追申請」之由」が仰せ下され、加階の権利が与えられていた。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」が、「一人権」に対している。「「一人権」に対している。「「一人権」に対している。「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」には、「「一人権」が、「「一人権」に関係している。「「一人権」には、「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」には、「「一人権」がある。「「一人権」には、「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」には、「一人権」には、「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「「一人権」がある。「一人権」がある。「「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」には、「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」がある。「一人権」には、「一人権」がある。「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」には、「一人権」は、「一人権」は、「一人権」は、「一人権」には、「一人権」は、「一人権」には、「一人権」は、「しんないる、「他人権」は、「しんないるいる、「しんないるいるい

られる) 例などがある。 延四年まで同国守に在任しているから、その後の除目で重任したと察せ

- 小山田氏注 ⑤所引論文。上島氏注 ⓒ所引論文
- 『中右記』・『長秋記』保延元年三月二十七日条。
- 『中右記』保延元年四月九日条
- 『中右記』康和四年七月二十一日条。

61)

60

- ◎ 『中右記目録』康和二年四月三十日条。
- の先任は地下官人のそれとは意義が異なるものと考える。の先任は地下官人のそれとは意義が異なるものと考える。 には任官ができないという状況の下、成功を行う者への優別諸置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注遇措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注遇措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注過措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注過措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注過措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注過措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注過措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注の経費調達を合法化する目的があったと評価する。従って、受領成功を保証する意味があり、それは成功が受領の「私物」ではなく、任国からの経費調達を合法化する目的があったと評価する。従って、受領成功を保証する意味があり、それは成功が受領の「私物」ではなく、任国かる場合である。
- る時期に相違がみられるのは何故だろうか。 同三年九月以前)だと考えられる。任日が同日の二人の間で、宣旨が下可能性が高く、両者の現任国受領への任日は同日(康和元年四月以降、季綱の終見は同元年正月二十一日である。それ故、正盛は敦兼の後任の認できる。そして、敦兼の越後初見は康和四年正月二十七日、前司藤原三日であり、同元年四月十二日には敦兼が同守に在任している事実が確三日であり、同元年四月十二日には敦兼が同守に在任している事実が確正正と敦兼の任日は不明だが、正盛の若狭守初見は康和三年九月二十

顕季の息顕輔(白河院判官代・敦兼舅)も「院分。御乳母子」により越子は讃岐典侍と号する堀河天皇乳母であった。また同時に「夜の関白」の県召除目で「御乳母子」により加賀守に遷任された。敦兼の母藤原兼敦兼は、翌康和五年の十二月三十日に重任宣旨が下がり、僅か一月後

例は叙上推察の反証事例にはならないと考える。 世記のような特別な事情が存在したためと考えられる。従って、この事ないだろうか。そもそも、任終が近く供養当日に重任や遷任宣旨が下されない場合に、加階勧賞以外の件で「追可随申請」と標記される事例はないだろうか。そもそも、任終が近く供養当日に重任や遷任宣旨が下されだいが、何らかの事情で果たせず、秩満を迎える康ら遷任が検討されていたのである。敦兼の経歴から判断すると、供養当日か後守に補任された(『為房卿記』同日条)。二人の叙任は白河院の強い意

- 館研究報告』七七、一九九九年)参照。(『国立歴史民俗博物館)濱島正士「古代における建築工事の行程と儀式」(『国立歴史民俗博物
- 引書「第三部第四章 受領巡任について」を参照。 | 本朝世紀』・『台記』同日条。なお、巡任については、玉井力氏注 所
- 版、一九九六年)。研究』「付論一(院政期における大国受領(播磨守と伊予守」(思文閣出研究』「付論一(院政期における大国受領(播磨守と伊予守」(思文閣出四年。初出は一九八四年) 一九四~二〇〇頁、元木泰雄『院政期政治史》(高橋昌明『増補改訂)清盛以前(伊勢平氏の興隆)(文理閣、二〇〇)
- 補任され受領を去った (『本朝世紀』久安五年十月十九日条)。⑪ 師行は二期目の任終後、「要国」に遷任する予定であったが、大蔵卿に
- )『水左記』承保二年七月十一日条。
- ている。 ② ( ) 一次のでは、 一次ので
- 》 上島氏注 ②所引論文。
- の子弟(庶子)が公卿に昇進するまでの一時期、受領を経歴する事例がた初の受領となった。院政期に入り、受領の収入取得を目指す上流貴族例 大納言三条実季の息子。のちに清華家と呼ばれる三条家から輩出され

参照)が、仲実はその早期事例の一つ。 喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』思文閣出版、一九九七年散見するようになる (上島享「国史制度の変遷と知行国製の形成」 大山

- ② 『造興福寺記』。
- 『春記』永承三年三月二·三日条。
- 『水左記』承暦元年十月二日条
- 『百錬抄』承暦二年正月二十七日条。
- 『本朝世紀』康和五年七月二十五日条。

79 78 77

81 80

- 『本朝世紀』康和五年年七月二十八日条。
- 系。 『後二条師通記』永長元年十月十一~十五日条、『中右記』同十五日
- 『後二条師通記』永長元年十二月二十九日条裏書

82

- ◎ 『中右記』康和四年十一月八日条。
- ) 『中右記』長治元年八月十八日条。
- るようになる (『中右記』嘉保二年七月五日条など)。 ◎ 国宛が遅延する現象は摂関家関連の造営のみならず、全般的にみられ
- 国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)など。「中世諸国一宮制研究の現状と課題」(中世諸国一宮制研究会編『中世諸世諸国一宮制と地方支配権力」(『日本史研究』三〇八、一九八八年)、同総 三浦圭一『敦賀市史』通史編上巻第三章(一九八五年)、井上寛司「中
- 造営史」(『文化史学』五八、二〇〇二年)。三四六)九月五日付『小槻匡遠注進状』からみた中世前期越前国気比社窓)名子学「越前国気比社の造営に関する重要史料の検討(貞和二年(一
- □≒6 ニーの杵築大社造営」(『出雲大社境内遺跡』大社町教育委員会、二○○○二年の杵築大社造営」(『出雲大社境内遺跡』大社町教育委員会、二○○∞ 井上寛司『大社町史』上巻 (一九九一年)、同「文献史料から見た宝治
- 七〇七一号文書)。 「北島家文書」(宝治二年十二月)杵築大社造営遷宮旧記注進(『鎌倉遺文』戀「千家文書」久安元年十月四日官宣旨案(『平安遺文』二五六二号文書)、
- ♡ 「千家文書」康治二年三月十九日官宣旨案 (『平安遺文』二五一〇号文

- ⑨ 寺内氏注 所引書「第二編第一章 受領の私富と国家財政」。
- 即 中込氏注 ② © 所引論文
- ⑨ 佐藤氏注 所引論文。
- 事実上崩壊している筈の不動穀など留国官物であったという事実から、 心に審議された条項が中央済物ではなく、正倉とともに十世紀後半には 象徴という意味が込められていたためだという。即ち、功過定で最も熱 能が期待されたためであり、もうひとつは、国家による「地方支配」の 二つ指摘している。ひとつは人事面での拘束によって受領を統制する機 できないと結論された。それにも拘わらず、功過定が実施された理由を によって事実上の監査が終了し、中央政府の数値的把握による監査が不 的意義」とは、右記の内容を示す。 立する諸卿であったと考えている。 はこのような幻想を抱き、定の継続に固執していたのは、政権首脳と対 施していたとする見解を述べられている(同氏注 政府が国の統一的な財政を把握しているという幻想を抱くために定を実 実態把握を放棄しながら、帳簿上の公物の数値を維持する行為を通して 可能であった点などを指摘して、定の財政チェック機能はほとんど期待 前の段階で受領と納入先の諸司諸家・行事所との間で納入慣例(済例 ており、現実の済物納入形態に十分に対応できていない点や、功過定以 中込氏は、 当該期功過定の審議対象事項が律令的財政構造に拘束され なお、本文中の「『地方支配』の観念 ⓒ所引論文)。 本稿
- ⑨ 『中右記』嘉保二年五月二十一日条。
- 上島氏注 ⓒ所引論文。
- 中心に」(『年報中世史研究』二六、二〇〇一年)。 丸山仁②「院政期における御願寺造営事業 鳥羽院御願寺勝光明院を
- ∞ 『長秋記』長承三年六月三日条。
- 『長秋記』保延元年六月十八日、七月九・十三日条。
- 勝院領加地荘 」(『新潟史学』四五、二○○○年)。丸山仁⑤「越後国における王家領荘園の形成 金剛心院領小泉荘と金剛処 高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』第一・二章(塙書房、二○○四年)。
- 『兵範記』仁平三年四月二十日、十月十八日条。
- ∞ 「南部文書」長寛三年正月日越後国司庁宣案 (『平安遺文』三三二八号

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

### 文書)。

- ○年。初出は、一九九六年)を参照。 川端新『荘園制成立史の研究』第一章・第四章 ( 思文閣出版、二○○
- 『中右記』長治元年正月二十九日条。
- が実施された例が散見する。

  「中右記」長治元年几月十七日条」。このように、父受領の成功で子弟の受領補任や重任元年九月十七日条」。このように、父受領の成功で子弟の受領補任や重任和泉守に補された(『中右記』承徳二年十月二十日条、『本朝世紀』康和二十日に塔供養が行われた祇園塔は近江守藤原隆宗が「息男募」受領功」により二十日に塔供養が行われた祇園塔は近江守藤原隆宗が「息男募」受領功」により二十日に塔供養が行われた祇園塔は近江守藤原隆宗が「息男募」受領功」とりて任和寺転輪が実施された例が散見する。
- 『北山抄』巻第十「吏途指南、加階事」。
- 畑 拙稿注②・③所引論文。

(本学COE推進機構ポスドク研究員)

### (付記)

上げます。 本稿の執筆にあたり、御教示を賜りました杉橋隆夫先生に厚く御礼申し